

2021年6月14日  
上田八木短資株式会社

## 中国におけるマネーブローカー会社設立に関するお知らせ(その2)

弊社は、昨年9月3日付で、中国銀行保険監督管理委員会より取得しましたマネーブローカー会社(上田八木貨幣經紀(中国)有限公司)設立の準備ライセンスに基づき、開業に向けて準備をすすめてまいりましたが、今般、同委員会の厳正なる審査等を経て、本年6月11日付で、マネーブローカー会社の開業ライセンスを取得することができました。今後は、会社設立登記手続きを行い、速やかに営業を開始する予定でございます。

中国におけるマネーブローキングの分野においては、これまで5社が開業しておりますが、いずれも外国資本の出資割合は33%に止まっており、外国資本が100%出資するマネーブローカーの設立は今回が初めてとなります。

弊社は、1996年、上海に駐在員事務所を開設して以来、四半世紀の間、中国金融市場の発展を目の当たりにしてまいりました。特に近年の中国金融市場の発展は目覚ましく、今般、弊社がその発展を眺めるのではなく、その発展の中で活動できるチャンスを獲得したというのは、誠に感慨深いものがあります。日本で100年以上、短期金融市場の仲介者として、「正」、「清」、「誠」を社訓として活動してきた弊社が、今後は中国の巨大な金融市場を支える仲介者の1社として、中国金融市場の一層の発展や安定に寄与し、ひいては、日中の金融業界の架け橋として貢献できればと考えております。

### 【本件に関する問い合わせ先】

上田八木短資株式会社 中国室  
TEL:03-3270-1475 FAX:03-5255-6422

以 上

(別紙)

名称	上田八木貨幣經紀(中国)有限公司 (英語名:Ueda Yagi Money Broking (China) Co., Ltd.) (和文呼称:上田八木マネーブローカー(中国))
会社所在地	北京市通州区
資本金	上田八木短資株式会社 100%出資
陣容	設立当初は 30~40 名、3~4 年以内に 100 名程度へ
業務内容	金融ブローカー業務 ① マネーマーケット取引の仲介 ② 債券取引の仲介 ③ 為替取引の仲介 ④ 債券レポ取引の仲介 ⑤ デリバティブズ取引の仲介 ⑥ 中国銀行保険監督管理委員会が許可する他の業務